誓約書

北九州市立大学 学長 柳井雅人 様

私は、北九州市立大学交換留学・派遣留学・語学研修の出願にあたり、下記に記載されている諸 事項を理解し、同意することを誓約します。誓約事項に反した場合、参加資格が取り消され、北九州 市立大学(以下、本学)の支援を受けられなくなる等しても異議の申し立てはいたしません。

【誓約事項】

- 1. 交換留学・派遣留学・語学研修の候補者として選抜された後は、本学が正当と認めたとき(本人の疾患、保護者の経済環境の変化等)以外辞退は認められないこと。
- 2. 本プログラムに参加することに関し、保証人の了承を得ること。
- 3. 心身共に留学に十分耐えうる健康状態であること(既往歴や持病のある学生は必ず申し出ること)。
- 4. 滞在国の法令、留学先大学(教育機関)の学則及び本学の諸規則を遵守するとともに、本学及び留学先大学(教育機関)の教職員の指示に従うこと。
- 5. 留学プログラムの趣旨を十分理解し、留学先大学(教育機関)にて学業に精励すること。交換留学・派遣留学において、学業成績が派遣先機関の定める基準を下回る場合や本学が学業 不振であると判断した場合は、途中帰国の措置をとることがある。
- 6. 留学に際して、出発日から帰国日まで、本学指定の海外留学保険へ加入すること。また、本学指定の海外留学保険に加入した場合であっても、派遣留学先大学から現地保険に加入することを求められた場合は、双方の保険に加入すること。
- 7. 留学先の大学(教育機関)が所在する国や地域において、災害あるいは治安の悪化が生じた場合、大学側からの渡航延期あるいは早期帰国の指示に速やかに従うこと。
- 8. 本学や留学先大学(教育機関)の指導・管理が及ばない個人的な行動に起因する事故、疾病及びそれに伴う損害が発生した場合には、学生本人と保証人の責任とすること。その場合の損害は、学生本人が加入している海外留学保険等で賄うこと。その他、本学や派遣先機関の指導・管理の及ばない事故、災害、暴動、テロ、疾病、犯罪などによる損害についても、本学や派遣先機関が責任を負わないことを了承すること。

- 9. 交換留学・派遣留学において、留学期間終了前に帰国予定日を国際交流係に連絡すること。
- 10. 交換留学・派遣留学において、原則として留学期間終了後1ヶ月以内に帰国し、本学に復学すること。帰国後は速やかに単位認定作業を行い、留学に関する報告書(留学体験記)や奨学金に関する報告書(日本学生支援機構海外留学支援制度支給対象者修了報告書等)を期日までに提出すること。
- 11. 事前オリエンテーションには、特別の事情がない限り必ず参加すること。
- 12. 留学期間中及び留学後は大学の留学関連行事に積極的に参加し、大学の留学プログラムの質的向上に貢献すること。
- 13. 留学先においては、原則として車両(自転車を除く)の運転は行わないこと。
- 14. 留学にかかる所定の費用(本学学費、留学先大学に応じた留学に関する事前支払費用等) を定められた期日までに支払うこと。
- 15. 交換留学・派遣留学において、留学期間中は毎月の在籍報告を必ず行うこと。
- 16. 誓約事項に反した場合は、留学資格や奨学金・補助金を含む支援を取り消す場合があること。

申請者記入欄: 申請者直筆のこと。 署名日 年 月 日

氏名		Ø	学籍番号			
学部·学群· 研究科	学部•学群 研究科	学科·学類· 選考		学科·学類 選考	学年	年

保護者(保証人)記入欄:保護者(保証人)自筆のこと。

保護者(保証人)は、上記誓約書に記載されている事項及び学生本人の協定留学に同意し、学生本人が誓約事項を遵 守することを保証します。 署名日 年 月 日

氏名 〔		氏名	(印) (続村	丙:)
------	--	----	---------	------